

ID: 229

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市都市公園条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第148号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた利用又は行為をしようとする者が自己の責めに帰することのできない理由によってその許可に係る利用又は行為をすることができなくなった場合その他市長が正当の理由があると認めた場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日